

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

条 例	ページ
◎高知県税条例の一部を改正する条例（3・31揭示）	2

公布された条例のあらまし

◆高知県税条例の一部を改正する条例（令和5年高知県条例第24号）

- 1 条例改正の目的
地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が令和5年3月31日に公布されたこと等に伴い、法人の事業税、不動産取得税及び自動車税について必要な改正をすることとした。
- 2 主要な内容
 - (1) 法人の事業税
通算法人の残余財産の確定の日が通算親法人の事業年度終了の日である場合における当該通算法人の残余財産の確定の日の属する事業年度の法人の事業税の確定申告書の提出期限について、当該事業年度終了の日から2月以内とすること。（第60条第1項第5号）
 - (2) 不動産取得税
サービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得等に係る税額の減額措置等の適用期限を延長すること。（付則第17条の2及び第18条の2から第18条の4まで）
 - (3) 自動車税
ア 環境性能割の非課税措置等の適用期限の延長等を行うこと。（付則第22条の8から第22条の10まで）
イ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する種別割の特例措置の延長等を行うこと。（付則第23条）
- 3 施行期日
この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

 条 例

高知県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 令和5年3月31日(揭示済)

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第24号

高知県税条例の一部を改正する条例

高知県税条例(昭和33年高知県条例第1号)の一部を次のように改正する。
 第53条第2項中「第72条の29第1項又は第3項」を「第72条の29第1項、第3項又は第5項」に改める。
 第60条第1項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。
 (5) 法第72条の29第5項の規定により申告納付すべき法人にあつては、当該法人の当該事業年度終了の日から2月以内
 第60条第3項中「第72条の25第3項又は第5項(法第72条の28第2項又は第72条の29第2項)」を「第72条の25第3項(法第72条の28第2項又は第72条の29第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」又は法第72条の25第5項(法第72条の28第2項又は第72条の29第2項若しくは第6項)に改める。
 第67条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「場合においては」を「場合には」に改め、同条第2項中「第72条の49の12第6項、第7項又は第10項」を「第72条の49の12第6項、第7項又は第14項」に改める。
 付則第16条第1項中「附則第6条の17第1項」を「附則第6条の18第1項」に改め、同条第2項中「附則第6条の17第2項」を「附則第6条の18第2項」に改める。
 付則第17条の2中「附則第7条第14項」を「附則第7条第15項」に、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「附則第7条第15項」を「附則第7条第16項」に改める。
 付則第18条の2中「附則第9条の2第1項」を「附則第8条第1項」に、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。
 付則第18条の3第1項中「附則第9条の3第1項」を「附則第9条第1項」に、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。
 付則第18条の4第1項中「附則第9条の4」を「附則第9条の2」に、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。
 付則第22条の8第1項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「に掲げる軽油自動車」を「に掲げる軽油自動車(同条第1項第3号に規定する軽油自動車をいう。以下同じ。)」に、「令和5年3月31日」を「令和5年12月31日」に改め、同項を同条第2項とする。
 付則第22条の9第2項を削る。
 付則第22条の10第1項から第3項までの規定中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同条第4項を次のように改める。
 4 車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。)が8トンを超えるトラック(法附則第12条の2の13第4項に規定する総務省令で定める被けん引自動車を除く。次項において同じ。)であつて、同法第41条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この条において「側方衝突警報装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法附則

第12条の2の13第4項に規定する総務省令で定めるもの(次項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。)及び同法第41条第1項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この条において「衝突被害軽減制動制御装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法附則第12条の2の13第4項に規定する総務省令で定めるもの(第6項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。)のいずれにも適合するものうち、側方衝突警報装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの(同条第4項に規定する総務省令で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第146条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和6年4月30日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)」から350万円を控除して得た額とする。
 付則第22条の10第5項を削り、同条第6項中「(法附則第12条の2の13第6項に規定する総務省令で定める被けん引自動車を除く。)」を削り、「附則第12条の2の13第6項」を「附則第12条の2の13第5項」に、「令和5年3月31日」を「令和6年4月30日」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。
 6 乗用車(法附則第12条の2の13第6項に規定する総務省令で定めるものに限る。)、バス(同項に規定する総務省令で定めるものに限る。)又は車両総重量が3.5トンを超えるトラックであつて、道路運送車両法第41条第1項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するものうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの(法附則第12条の2の13第6項に規定する総務省令で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第146条の規定の適用については、当該自動車の取得が同年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)」から175万円を控除して得た額とする。
 付則第23条第1項第1号中「平成22年3月31日」を「平成25年3月31日」に、同項第2号中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「(自家用の乗用車を除く。)」及び「、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項第2号中「平成30年天然ガス車基準」を「道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた第147条第1項第1号ア(ア)aに規定する排出ガス保安基準で法附則第12条の3第2項第2号に規定する総務省令で定めるもの」に、「平成21年天然ガス車基準」を「法第149条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準(以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。)」に、「附則第12条の3第5項第2号」を「附則第12条の3第2項第2号」に改め、同項第3号を次のように改める。
 (3) 法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車
 付則第23条第5項第4号中「平成30年ガソリン軽中量車基準」を「第147条第1項第1号ア(ア)aに規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)」に、「平成17年ガソリン軽中量車基準」を「同条第1項第1号ア(ア)bに規定する平成17年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)」に、「令和2年度基準エネルギー消費効率」を「同号ア(ウ)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率(以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)」に、「附則第12条の3第5項第4号」を

「附則第12条の3第2項第4号」に改め、同項第5号中「平成30年石油ガス軽中量車基準」を「第147条第1項第2号ア(ア) aに規定する平成30年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）」に、「平成17年石油ガス軽中量車基準」を「同条第1項第2号ア(ア) bに規定する平成17年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）」に、「附則第12条の3第5項第5号」を「附則第12条の3第2項第5号」に改め、同項第6号中「平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準」を「第147条第1項第3号ア(ア)に規定する平成30年軽油軽中量車基準（次項第3号において「平成30年軽油軽中量車基準」という。）又は同条第1項第3号ア(ア)に規定する平成21年軽油軽中量車基準（次項第3号において「平成21年軽油軽中量車基準」という。）」に、「附則第12条の3第5項第6号」を「附則第12条の3第2項第6号」に改め、同項に次の表を加える。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第155条の4第1項第1号ア(ア)及び(イ)	7,500円	2,000円
第155条の4第1項第1号ア(ウ)	8,500円	2,500円
第155条の4第1項第1号ア(エ)	9,500円	2,500円
第155条の4第1項第1号ア(オ)	13,800円	3,500円
第155条の4第1項第1号ア(カ)	15,700円	4,000円
第155条の4第1項第1号ア(キ)	17,900円	4,500円
第155条の4第1項第1号ア(ク)	20,500円	5,500円
第155条の4第1項第1号ア(ケ)	23,600円	6,000円
第155条の4第1項第1号ア(コ)	27,200円	7,000円
第155条の4第1項第1号ア(サ)	40,700円	10,500円
第155条の4第1項第1号イ(ア)及び(イ)	25,000円	6,500円
第155条の4第1項第1号イ(ウ)	30,500円	8,000円
第155条の4第1項第1号イ(エ)	36,000円	9,000円
第155条の4第1項第1号イ(オ)	43,500円	11,000円
第155条の4第1項第1号イ(カ)	50,000円	12,500円

第155条の4第1項第1号イ(キ)	57,000円	14,500円
第155条の4第1項第1号イ(ク)	65,500円	16,500円
第155条の4第1項第1号イ(ケ)	75,500円	19,000円
第155条の4第1項第1号イ(コ)	87,000円	22,000円
第155条の4第1項第1号イ(サ)	110,000円	27,500円
第155条の4第1項第2号ア(ア)	6,500円	2,000円
第155条の4第1項第2号ア(イ)	9,000円	2,500円
第155条の4第1項第2号ア(ウ)	12,000円	3,000円
第155条の4第1項第2号ア(エ)	15,000円	4,000円
第155条の4第1項第2号ア(オ)	18,500円	5,000円
第155条の4第1項第2号ア(カ)	22,000円	5,500円
第155条の4第1項第2号ア(キ)	25,500円	6,500円
第155条の4第1項第2号ア(ク)	29,500円	7,500円
第155条の4第1項第2号ア(ケ)	29,500円	7,500円
	4,700円	1,200円
第155条の4第1項第2号イ(ア)	8,000円	2,000円
第155条の4第1項第2号イ(イ)	11,500円	3,000円
第155条の4第1項第2号イ(ウ)	16,000円	4,000円
第155条の4第1項第2号イ(エ)	20,500円	5,500円
第155条の4第1項第2号イ(オ)	25,500円	6,500円
第155条の4第1項第2号イ(カ)	30,000円	7,500円
第155条の4第1項第2号イ(キ)	35,000円	9,000円

第155条の4第1項第2号イ(ク)	40,500円	10,500円
第155条の4第1項第2号イ(ケ)	40,500円	10,500円
	6,300円	1,600円
第155条の4第1項第2号ウ(ア) a	7,500円	2,000円
第155条の4第1項第2号ウ(ア) b	15,100円	4,000円
第155条の4第1項第2号ウ(イ) a	10,200円	3,000円
第155条の4第1項第2号ウ(イ) b	20,600円	5,500円
第155条の4第1項第3号ア(ア) a	12,000円	3,000円
第155条の4第1項第3号ア(ア) b	14,500円	4,000円
第155条の4第1項第3号ア(ア) c	17,500円	4,500円
第155条の4第1項第3号ア(ア) d	20,000円	5,000円
第155条の4第1項第3号ア(ア) e	22,500円	6,000円
第155条の4第1項第3号ア(ア) f	25,500円	6,500円
第155条の4第1項第3号ア(ア) g	29,000円	7,500円
第155条の4第1項第3号ア(イ) a	26,500円	7,000円
第155条の4第1項第3号ア(イ) b	32,000円	8,000円
第155条の4第1項第3号ア(イ) c	38,000円	9,500円
第155条の4第1項第3号ア(イ) d	44,000円	11,000円
第155条の4第1項第3号ア(イ) e	50,500円	13,000円
第155条の4第1項第3号ア(イ) f	57,000円	14,500円
第155条の4第1項第3号ア(イ) g	64,000円	16,000円
第155条の4第1項第3号イ(ア) a	12,000円	3,000円
第155条の4第1項第3号イ(ア) b	14,500円	4,000円

第155条の4第1項第3号イ(ア) c	17,500円	4,500円
第155条の4第1項第3号イ(ア) d	20,000円	5,000円
第155条の4第1項第3号イ(ア) e	22,500円	6,000円
第155条の4第1項第3号イ(ア) f	25,500円	6,500円
第155条の4第1項第3号イ(ア) g	29,000円	7,500円
第155条の4第1項第3号イ(イ) a	33,000円	8,500円
第155条の4第1項第3号イ(イ) b	41,000円	10,500円
第155条の4第1項第3号イ(イ) c	49,000円	12,500円
第155条の4第1項第3号イ(イ) d	57,000円	14,500円
第155条の4第1項第3号イ(イ) e	65,500円	16,500円
第155条の4第1項第3号イ(イ) f	74,000円	18,500円
第155条の4第1項第3号イ(イ) g	83,000円	21,000円
第155条の4第1項第4号ア	4,500円	1,500円
第155条の4第1項第4号イ	6,000円	1,500円
第155条の4第1項第5号ア(ア)	11,500円	3,000円
第155条の4第1項第5号ア(イ) a	9,600円	2,500円
第155条の4第1項第5号ア(イ) b	15,000円	4,000円
第155条の4第1項第5号ア(ウ) a	4,800円	1,500円
第155条の4第1項第5号ア(ウ) b	9,000円	2,500円
第155条の4第1項第5号ア(ウ) c	15,000円	4,000円
第155条の4第1項第5号イ(ア) a	20,000円	5,000円
第155条の4第1項第5号イ(ア) b	24,400円	6,500円

第155条の4第1項第5号イ(ア) c	28,800円	7,500円
第155条の4第1項第5号イ(ア) d	34,800円	9,000円
第155条の4第1項第5号イ(ア) e	40,000円	10,000円
第155条の4第1項第5号イ(ア) f	45,600円	11,500円
第155条の4第1項第5号イ(ア) g	52,400円	13,500円
第155条の4第1項第5号イ(ア) h	60,400円	15,500円
第155条の4第1項第5号イ(ア) i	69,600円	17,500円
第155条の4第1項第5号イ(ア) j	88,000円	22,000円
第155条の4第1項第5号イ(イ)	15,700円	4,000円
第155条の4第1項第5号イ(ウ) a	13,100円	3,500円
第155条の4第1項第5号イ(ウ) b	20,500円	5,500円
第155条の4第1項第5号イ(エ) a	6,500円	2,000円
第155条の4第1項第5号イ(エ) b	11,500円	3,000円
第155条の4第1項第5号イ(エ) c	20,500円	5,500円
第155条の4第2項第1号ア及びイ	3,700円	1,000円
第155条の4第2項第1号ウ	4,700円	1,200円
第155条の4第2項第1号エ	6,300円	1,600円
第155条の4第2項第2号ア及びイ	5,200円	1,300円
第155条の4第2項第2号ウ	6,300円	1,600円
第155条の4第2項第2号エ	8,000円	2,000円

付則第23条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「第155条の4第1項」を「第155条の4第1項第1号ア及び第4号ア」に改め、「、当該営業用の乗用車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表」

を「次の表」に改め、同項第1号中「附則第12条の3第6項第1号」を「附則第12条の3第3項第1号」に改め、同項第2号中「附則第12条の3第6項第2号」を「附則第12条の3第3項第2号」に改め、同項第3号中「附則第12条の3第6項第3号」を「附則第12条の3第3項第3号」に改め、同項に次の表を加える。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第155条の4第1項第1号ア(イ)	7,500円	4,000円
第155条の4第1項第1号ア(ウ)	8,500円	4,500円
第155条の4第1項第1号ア(エ)	9,500円	5,000円
第155条の4第1項第1号ア(オ)	13,800円	7,000円
第155条の4第1項第1号ア(カ)	15,700円	8,000円
第155条の4第1項第1号ア(キ)	17,900円	9,000円
第155条の4第1項第1号ア(ク)	20,500円	10,500円
第155条の4第1項第1号ア(ケ)	23,600円	12,000円
第155条の4第1項第1号ア(コ)	27,200円	14,000円
第155条の4第1項第1号ア(サ)	40,700円	20,500円
第155条の4第1項第4号ア	4,500円	2,500円

付則第23条第6項を同条第3項とする。

付則第23条の2第1項中「前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車等」を「前日までに初回新規登録を受けた前条第2項第1号から第3号までに掲げる自動車のうち自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車（以下この条において「自家用の乗用車等」という。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（法人の事業税に関する経過措置）
- 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の高知県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 新条例第60条第1項第5号の規定は、施行日以後に残余財産が確定する法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度（施行日前に残余財産が確定した法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度で当該事業年度の申告書の提出期限が施行日以後に到来

するもの（以下この項において「経過事業年度」という。）を含む。）に係る法人の事業税について適用し、施行日前に残余財産が確定した法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度（経過事業年度を除く。）に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

4 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

5 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

6 新条例付則第23条の規定は、令和5年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。